

第十三回 参議院外務・人事連合委員会會議録第二号

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)午後二時二十九分開会

出席者は左の通り。

- 外務委員 有馬 英二君 徳川 頼貞君
委員 杉原 荒太君 伊能君
理事 伊達源一君 中山 福藏君
委員 大隈 信幸君 兼岩 傳一君

人事委員

- 委員長 カニエ邦彦君
理事 宮田 重文君 千葉 信君

委員

- 森崎 隆君 紅露 みつ君

政府委員

- 人事院総裁 淺井 清君
人事院事務局長 岡部 史郎君
外務次官 石原幹市郎君
外務大臣官房長 大江 晃君
外務大臣官房(外務事務官) 三宅喜二郎君
(外務事務官) 審議室勤務)

事務局側

- 常任委員会専門員 坂西 志保君
常任委員 久保田貫一郎君
常任委員会専門員 川島 孝彦君
常任委員会専門員 熊登御堂定君

本日の會議に付した事件
○外務公務員法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(有馬英二君) 只今から外務・人事連合委員会を開会いたします。昨日に引続きまして、外務公務員法につきまして御質疑を願います。

○千葉重君 外務次官にお尋ねいたします。この法律は表面的に眺めますと、特別職の外務公務員に関する規定を設けようとしたかになつておりますが、併し実質上は、この法律が特別職その他について定めた規定よりも、むしろ一般職の外務公務員について國家公務員法の特例を設けて、原則として國家公務員法の適用から除外しようとして法律だといふふうに私も分析せざるを得ないのです。恐らく政府のほうとしては、この外務公務員法は、國家公務員法の附則第十三條、これは改正になりました附則第十三條のほうにはつきり出ておりませんけれども、旧法の國家公務員法第十三條の附則では、外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、このうち職種に対しては國家公務員法の法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事院規則でこれを規定することができ、このようになつておられるわけでありまして、恐らくこの十三條から今度の外務公務員法の提案となつたと思つておられるが、どうしてこの法律を附則第十三條に言われているように、國家公務員の特例法という形でお出しにならなかつたか、その点について御答弁をお願いいたしま

す。
○政府委員(石原幹市郎君) これはたしか昨日もここで申し上げたかとも思ふのでありますが、御指摘のように、明らかに國家公務員法の特例法と見られる部分が多いのでございます。併しこれをよく御覧になるとおわかりになりますように、特別職であります大使、公使の規定や、全權委員の代理或いは政府代表、そういう規定並びに名譽總領事、領事の規定や、又外国人の採用等の規定等もございまして、單なる特別法というよりも広い範圍の規律になつておりますので、ここに名前を外務公務員法と銘打ちまして提案したような次第であります。

○千葉重君 只今の御答弁では、大體特別職の大使、公使等のほうに重点が置かれておるようなお話でございまして、それならそれで今度の外務公務員法の中に、一般職の公務員、外務職員としての立場から、或いは又その他外務本省に勤務する職員等についても、國家公務員法の適用から除外して、外務公務員法で律するといふ條件があるにたゞさん出ておるのであります。これはもう明らかに國家公務員法によつて保護されなければならぬ職員に対しては不利な扱いをするという結果に陥つておると思つておる。そういう場合に、なぜ一般職の外務公務員だけに限つて、例え教育公務員特別法等にあるように、それから又この附則第十三條にあるように、國家公務員法等に抵触すると認められるに至つた場合には、國家公務員法が優先す

るといふ方法をおとりにならなかつたのか、この点を一般職の職員の保障のために十分慎重に考慮を加える必要があると思つておるのですが、この点についてもお尋ねいたします。

○政府委員(石原幹市郎君) これは外務公務員というものの勤務地が世界各地に非常に亘つておられるのと、その勤務に対する職務と責任が対外的であり、國際的であり、従つていろいろ、それに基づく行動の秘密の保持であるとか、いろいろの問題等もございまして、かような意味からいたしまして、外地に勤務する公務員に対して、いろいろの特例を設けねばならぬということになつたのであります。なお本省に勤務いたしましたものととの相関でございまして、これはやはり人事の交流ということもございまして、それから外務公務員は対外的にも、大體この課長は、例え一等書記官であるとか、二等書記官であるとか、國際的に大體きまつた階級と言いますか、ランクがございまして、本省勤務のものといへども、やはりいろいろ、國際會議その他にも出ると、このようにもございまして、外地勤務のもの、本省勤務のもの、通じましてかような特例規定を定めておるのでございまして、それから一般國家公務員法との關係につきましても、この外務公務員法の第三條に規定されておられますように、この特例を除いたほか一切の外務職員に適用されることとされておるのでございまして、

点でございまして、政務次官のほうでは、今まあ外人の雇用とか、全權委員の問題とか、大使、公使と、いろいろの問題が出ておるのであります。これは提案理由の説明にも書いてはございまして、このように法律は國家公務員法の特例以外のことも規定しておりますので、というように出ておりますが、それだけの問題ではないように私は考へるわけがあります。それはずつと逐條審議に入りましたならば、その際にはつきり露呈されて参ることでもございまして、どうも私やはり人事院といふものの権限から逸脱するといふふうな、一つの意識的な働きのこの法案を作つたかたには働いていたよう

な、これは淺井総裁にもこの点ははつきりお聞きしたのであります。若しさつき申されましたように、政務次官のおつしやるような言葉のままでございましてならば、このように内容を人事院の権限から逸脱して、いわゆる國家公務員法と対立したような形で打出して行こうというふうな意圖が十分現われている。この法律を作るというところ自体が非常に大きな疑問を感ずるのであります。これが特例法という形で昨日も人事院のことが説明されておられるように私は聞きました。それでしたら今千葉委員が申されましたように、はつきり教育公務員特別法と同じように、特別法としての性格は、はつきり私は打出すべきやないか。今何つたように、それ以外のことも入つておるといふような理由で、外務公務員法という形には、実はその

内容にはとんでもないところがある問題があると思ひますが、この点で私は非常に分納得しかねるわけであり、この点についてはつきり、どういふ意図でこういうような性格を持つ法案がこゝまで生まれて来たかについて、もう少し私は良心的な御説明を頂きたいと思ふのであります。

○政府委員(石原幹市郎君) 先ほど申し上げたことでも御満足が行かないようであり、これは先ほど申し上げたことが全く真正直なところでございまして、勤務地が世界各地に亘つておると、それから職務責任が対外的、国際的であるというところから、普通の国家公務員法だけでは律しられない面が多々出て参るのであります。そういうところの特例が非常に出て来るわけであり、それをまとめ、又その他先ほど申し上げましたように、大、公使の特別職とか、外国人の關係の規定とか、そういうものが入りますので、外務公務員法と名前を定めて提出したわけでございます。これはいづれ人事院のほうにお尋ねされても結構なものであります。意識的に計画的に国家公務員法を逸脱しようとする意図でやつたものでは毛頭ないのをごさいます。各條々の御審議を願ひますれば、必然的に御了解を願ふことと私は思つております。

○森崎隆君 今の説明はさつきの説明と同じでございます。結局これは具体的な各條審議に入りましたときに、具体的な問題を取上げて申し上げる以外に手がありませんが、丁度人事院總裁も来られましたから、總裁にいろいろお聞き頂いたらいいと思ひます。

○委員(有馬三二君) それでは只今浅井人事院總裁が御出席になりましたから、どうぞ總裁に御質問があるかたは、そのほうを先に質問をして頂きたいと思ひます。

○森崎隆君 昨日私実は初めてこの法案を頂きました。やつと昨夜一通り読んだだけで、十分まだ頭に入っていないのでございますが、昨日他のかたから御質問がいろいろありました場合に、外務省関係でこの法案が作成される過程におきまして、人事院には緊密な連絡をされまして、大体まあ人事院としましては、この法案は一応これといったような御賛同があつたよりに聞きました。この点につきまして、總裁からどういふような折衝があつて、總裁として、この法案につきまして、全般としてどういふお考えを持つていらつしやるか、お聞きいたしましたと思ひます。

○政府委員(淺井清君) お答えを申し上げますが、この外務公務員法の立案の当初から、人事院といたしましては、主務官庁である外務省から十分な連絡を受け、又当方からも種々意見を述べております。結果といたしまして、私が見るところでは、人事院の申し述べました意見というものは全部ここに盛り込まれておるよりに思つております。

○森崎隆君 それじゃ、この法案自体に対して人事院としては一応満足であるというお気持ちを現在持つていらつしやるのですか。

○政府委員(淺井清君) お説の通りでございます。

○森崎隆君 具体的な問題はあとにいたしまして、私はまだ二、三度しか読まないで、或いは間違つておるかも知れませんが、全体としてこの外務公務員法というものが、法案が今も実務次官にもお尋ねいたしましたのでございますが、人事院の権限からこれは意識的に逸脱しておる、しようという意図が私にはこの全体の中に十分に窺われるのでございますが、これはまあ総合的な意味で、總裁がちつともそういうことはお考えにならないで、これは人事院の権限というものは、公務員全体に対する人事院の権限というものは完璧に守られておるといふような自信なり、又具体的にそういうものをなす得る意思を持つていらつしやるかどうかその点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 御承知の通り、初めて国家公務員法を制定いたしましたときに、附則の十三條で、将来外交官、領事官、学校教員、検察官等については特例を認めるといふことは、これは国会で御制定になつておる通りでございます。二十三年の公務員法改正でこの例示は取去られましたけれども、その趣旨でこれまで特例というものを制定して参つておるわけでございます。先ず第一は学校教員に対する教育公務員法、それから第二には検察官に對しましては検察庁法、これらはずべてその職務の特殊性に基きまして必要な特例を認めておる、これ又国会で御制定になつた通りでございます。そこでここに提案されておりますところの外務公務員法においても、外務公務員の特性に基いて若干の特例を定めておるのでございますが、只今お示しのだん／＼人事院の権限を逸脱して参るといふ点から見ますれば、むしろ檢察庁法や、教育公務員特例法のほうが、より高く逸脱しておると言へば言ひ得るのでございまして、それから見ますと、このほうはその程度は少いと思つております。その程度が少いというところは、逸脱を私が認めておるわけではないのでございまして、ただ特例というものの設け方が、学校教員関係、檢察官よりはこのほうが少いと私は考へております。

○千葉信君 只今の私は淺井さんの森崎さんに対する御答弁は了承しかねるのです。例えば具体的に申上げて、今淺井總裁が例証された附則第十三條の規定ですね。この点なんかについては、一応はつきりとここに附則第十三條の古いのは外交官、領事官その他の在外職員、その他淺井さんが言われた学校教員だとか、裁判所の職員、檢察官の職員、こういうふうになつております。ところがこれは淺井さんも御承知のように、今度の外務公務員法で非常に大きな問題となる一般職の職員、ここには例示されていない一般職の職員で領事事務に従事する外務省の職員諸君、それから又第十九條から第二十二條にかけての外交機密の漏洩等という問題については、これは今度の外務公務員法の附則第二項にも、外務省本省に勤務する一般職の職員が全部包含されておる、こういう條件は実は今度の外務公務員法の大きな問題点であるわけであり、而も今申上げた職員諸君については、従来これは一般職の職員として、人事院がその権限内においてこれらの職員の利益を擁護するといふ立場にあつたはずなんです。そういう附則第十三條、古い附則第十三條にも見られなかつた一般職の職員が、今度の外務公務員法の制定を機会に公務員法による保障から除外されようと

しておる、そういう点には淺井さんは、今私に言ひしむれば、ぬけ／＼と人事院の権限は何ら侵されておらない、そういう御答弁でございまして、これはどうも淺井さんは正氣で答えておるかどうか疑わざるを得ないので、例えばそういう人事院の権限が縮小されて行くといふような状態に対して、具体的に申上げると、職階制の格付の問題もそうです。当然人事院でやるべき職務、人事院の権限が仮に職階制の格付の問題にしても、従来九級職以下については人事院のほうから各省の機關の長に委任してあつたとしても、これは人事院の事後承認を願ひなければならぬ、若しくは事前の承認も得なければならぬ。ところが今度の外務公務員法においては、外務省に勤務する職員については、これはもう殆んどそういう職階級の格付については、外務公務員については、これは外務大臣が格付するといふ格好で、明らかに人事院の権限が侵蝕されておるといふふうにも私も考へざるを得ないので、こういう状態は私どもの判断では、これは最近何か人事院に対して、人事院の機構改組であるとか、或いは権限の縮小とか、そういう問題が取上げられておる矢先に、まだその問題は具体的には決定しないようですが、側面から、裏面から、こういう外務公務員法等の設定を通じて人事院の権限というものが縮小されて行く傾向がここにはつきり露呈されておるのではないですか。私どもはこういう点について非常に心配しておるわけなんです。そういう点について淺井さんは、人事院としては、こういう外務公務員法等の、こういう制定の仕方によつて人事院の権限は毫

も侵されない、それから又今流布されておる人事院の権限の縮小とか、機構の縮小というような問題にまでこの問題が関連しておる問題ではないというように明確なお見通しを持つておられるかどうか、その点についてこの際總裁に承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 先ず第一に千葉さんの御質問に対して深く感謝をいたします。千葉さん、長年人事委員として御活躍下さいまして、常に人事院を守るといふような立場に立つて御質疑下さることは、私は第一に感謝をいたす次第であります。が、この法案につきましても、第一は、附則十三條の特例をお引きになりましたが、そこに掲げてないような仰せでもなく例示しますが、これは申すまでもなく例示のことでもございますからして、必ずしもそこに明確な文字を以て記してない範圍にまでもこの特例法が及びましたといつても、必ずしもこの同條の規定に反するとは申上げかねるかと存じております。次に、人事院の権限から逸脱するという点に關しては二つの例をお挙げになりましたが、第一は、外交の機密を保持するための人事院の公平審理の制度が除外されておること、第二は、御承知のごとく別個の組織においてこれを保護すると、こういう立場で立案されておりましたから、人事院といつても承りましたものでございまして、殊にその委員の一人といつたしましては、人事院を代表する職員も加えることに相成つております。ただ外交の機密を保持するということ

は現下において最も重大なことであることは申すまでもございせんから、多少保護の仕方が變つておるといふことで、決して保護を削奪しておるものではない、公務員法に与えられた保護は違つた形でここに現われておると、かように我々も考へておる次第でございます。第二点は、格付の点をお挙げになりましたが、現在におきましても、大体九級或いは十級以下でございます。省へ任せておられます。ただそれは人事院規則でやつておるのでございまして、たゞ外務公務員法が制定される機会に、これを法律の明文として現わしましたのでございまして、ただその任しました範圍が少しく拡大されておられますが、この程度のこととは私は別に差支えないのじやないかと、かように考へておる次第でございます。なお各省に任しました点につきまして、事後承認が要するというような仰せでございまして、あの委任し置いた範圍におきましては、事後承認は要らないのじやないかと思つておられます。

○千葉信君 まあ職階制の格付の問題だとか、それから今それに代る措置として設けられる新しい審議会に人事官が入るのだからいいんだということについては、私は全然これは了承できませんが、併しこれらの問題については、どうせあとから逐條的に入つて行く問題ですから、この点はあとに譲ります。ただ併し今の職階制の格付の問題については、淺井さんからはそういう承認は要らなかつたというふうなお話もございましたが、これは人事院規則六の一、それから人事院の指令六の

一、それから人事院規則六の一、これらの中にもはつきりありますように、今お話になりました十級か、九級以下のお話は、これは八級以下というところになつておりました、その八級以下の場合にも人事院の承認を得なければならぬということに人事院自身が決定されている。そういう人事院規則や指令や細則を出されている。従つてこういう問題は、これはあとでこの格付等の問題については公平に、広い立場に立つて国の公務員全体の不公平が起らないような形においてなされるべき格付などというものが、一省の調理に任された場合にどういふ形でその全体的な公平が侵されて行くか、アン・バランスが生じて行くかと思ひます。併しこういう点、細かい点についてはあとで又逐條審議の中でお尋ねしたいと思ひますから、私はこの問題はこれくらいいで……。

○森崎隆君 格付の問題はこれは逐條審議の中に入ると思ひますが、今千葉委員が申した通りで、私たちが心配しておりますのは、各省に成文化しまして任せてしまつた場合、責任の所在、人事院の権威、権限の保全という問題から考へて、そのままでいいかどうかの問題、多少現在八級以下の問題というもののつきましては各省に任せてある、任せてあります、責任は人事院にある、人事院の権威が保全できなくて、不正の問題、いろいろ問題が起きた場合には、明らかに總裁の責任になる。人事院の権威を以て是正しなければならぬ、そういう責任がある。それを私たちが守りたい、その気持で私は申しておる。それがここでは

多少大きくなつて法文化され、成文化したというふうなことで、その成文化する、しないが実は根本的な大きな開きであり、差異であり、違いであると考え。さつきも千葉委員が申されましたように、私は特に總裁にこうしてお尋ねしますことは、人事院が現在置かれておる立場、そういう点から考へて、とにかく人事院は嚴としてその責任なり、權威だけは保持してもらいたい。私たちはその熱意以外の何もでもないわけですが、總裁をいじめるなんて、そういう気持は勿論持つておりません。又いじめられるかたでもないと思ひますが、そういう意味で私は考へております。延いては公務員全体のこと、こういう規定につきましては、嚴とした国家の法律の權威というものをやはり保持して行かなくては、少しここでいろいろ例外、特例というところに名を藉つて逸脱する部面がたくさん出て来ますと、結局それが延いておれの省にも特別な事情があるということになれば、結局しまいは国家公務員法そのものが解体されなければならぬ、そこへ行くんじゃないか、それを心配しますから、こういうふうにお聞きするわけですから、その点について淺井總裁が今御答弁されたことにつきまして、非常に私どもも何と言ひますか、不満というか、悲しい気持を持つわけですが、その問題は又逐條審議で具体的な問題が出ますから、私はここで一応……。

○カニエ邦彦君 今に關連してですが、人事院總裁も、多少はこの人事院の権限がこの法案の中で譲られておるといふようなことを、多少という表現でなされたのですが、人事院の守らう

とするところの国家公務員法の基礎が瓦解して行くことを、今千葉、森崎両委員から心配されておるのですが、實際にはこういうものが崩れて行くという形は、一挙にこれは崩れるようなことになると思われるのか、やはり徐々に多少ずつ崩れて行くということになるのか、恐らく私は大きな機構の改革がない限りにおいては、やはり骨抜きになつて行くときには、多少徐々に崩れて行くのだけなからうか、そういう形をとるのじやなからうか。それが一つここに現われとして、先ず外務公務員法というものの中に出て来ている、次には又多少出て来ると、まあ多少はよからう、その次の多少もよからう。その次の多少もよからうといふふうになつて行けば、これはだん／＼となくなつて行けば、これは国家公務員法はどこと行つたかといふようなことになるのじやなからうか。これは外務公務員法の特殊性に鑑みていふことは、これは勿論あるでしよう。併しながら特殊性ということになり得れば、その度合は別として、限界は別として、各省各庁においての多少なり特殊性といふものはあり得るのじやないか、それが多少ずつ盛り込まれて、この前例に従つて行くということになり得れば一体どうなるか、こういう点であらうかと思ひますが、その点について多少ずつ認めるといふことは、結局最後にはゼロになるという意味になりはしないか、この点どういふお考えですか。

○政府委員(淺井清君) 誠に有難い御質問でございますが、決して多少ずつ認めるといふようなやり方をやつ

た覚えはございません。実はさつぱらんに申上げれば、いろいろな方面から、いろいろな事項に關しまして、御心配のような点は決してないとは言えないのであります。現に現在におきましても、こういう例外を認めてもらいたい、こういうふうなようにしてもらいたいというふうな要求は随分あるの

の点はどうお考えですか。  
○政府委員(淺井清君) 御尤もでございます。御承知のように特別職に就く外務公務員は、これは一般職である外務公務員だけしか縛れないのでござい

ます。ところが御承知のごとく、大使、公使その他の特別職をも併せて一併に規律いたします関係上、外務公務員特別法としないで、外務公務員法として、そうして特別職、一般職両方を縛る、こういうわけでござい

ます。むしろ国家公務員法の規定というものが実は特別職へも拡大されて適用されておるといふことは、この外務公務員法の中にもあるものでござい

ます。私どもが仮に、決して千葉さんのおつしやることの揚足をとるわけではないのでござい

ます。次に然らば、この中味がその人事院の権限が多少ずつ失われて行くというその多少の一部をなして行かないかという御心配でございますが、先ずこの程度は私は大丈夫だろうと思っております。

○千葉信君 淺井さんにお尋ねしますが、淺井さんは頼りに国家公務員法の附則第十三條、その附則に基く特別として、国家公務員法の制定当時からすでにこの問題は考えられたのだということをおつしやいましたけれども、それならそれでなぜ附則第十三條に基く国家公務員法の特例法という恰好でこれを作らせるように總裁としては努力をされなかつたのかどうか。御承知の通り今度の外務公務員法の中では、どの條文を探して見たつて、国家公務員法と抵触する場合には、国家公務員法が優先するのだなという特例法とし

ての條項なんか一つもないのです。この点はどうお考えですか。  
○政府委員(淺井清君) 御尤もでございます。御承知のように特別職に就く外務公務員は、これは一般職である外務公務員だけしか縛れないのでござい

ます。ところが御承知のごとく、大使、公使その他の特別職をも併せて一併に規律いたします関係上、外務公務員特別法としないで、外務公務員法として、そうして特別職、一般職両方を縛る、こういうわけでござい

ます。むしろ国家公務員法の規定というものが実は特別職へも拡大されて適用されておるといふことは、この外務公務員法の中にもあるものでござい

ます。私どもが仮に、決して千葉さんのおつしやることの揚足をとるわけではないのでござい

ます。次に然らば、この中味がその人事院の権限が多少ずつ失われて行くというその多少の一部をなして行かないかという御心配でございますが、先ずこの程度は私は大丈夫だろうと思っております。

○千葉信君 今總裁が自慢たらしくお話されておる特別職に適用される條件というの、成るほど四つござい

ます。これはまあ逐條審議の中で明らかにして参りますから、今ここで私はその点については触れません。淺井さん、今日若し時間がございましたらここに

ずつとおいで願えますか……。それではその次の問題について外務政務次官にお尋ねいたしますが、いいですか……。

○森崎隆君 第二條で第一項の四には全権委員の問題が入っておりますが、これは全権委員という言葉であります

が、第十一臨時国会ですか、議運で相

当採んだ問題で、一般職、特別職の問題で随分議論したところでござい

ます。あのときの總裁の御意見と、今度の法案を作りましたときとはお考えが

変わったのであろうかどうか、それをお聞きいたします。

○政府委員(淺井清君) それは変わりました。なぜ変わったかと申しますれば、それは主として国会の御意思に從う

つたりあるときは全権委員というものを一般職としていいのじやないかと思

つておつたのでござい

ます。ところが国会方面におきまして、これは特別職ではないかという御議論が非常にござ

いましたので、そこで人事院といたしまして、これは国会の御意見通り特別職にいたすほうがよからうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

えられたのであろうと考

については素人であられるならば、私はそれは結構だと思います。こういう問題につきまして専門家で責任者であると思ふのです。そこで私はあなたにはつきりしたお答えを頂きたい。国会の意思がどうか、こうだということ、今はそういうように申されますが、今日の御答弁の中にも、この外務公務員の問題はもう初めから予想されて考えられておられる問題だ。又この前の第十一臨時国会でも全権委員なんというの、これは明治の初め頃からちやんとあつたのだということすら語られております。だからこれはもう急に出た問題じゃない。だからこれを分けて言いますと、あらかじめこの問題を研究して、これに対処すべきである。あなたのほうでその対処するところの作業を怠つておられると思う。そのときになつて政府からいろいろ言われて、それではまあそのときだけ通用する、押し切つたための便宜的な説明であるときを過ぎましたか。そしてその後において正式な法案が出されようとして、今日において、はやはり良心的に考へて、これは特別職だというように考へて、私は今になつて変えてくれれば困ると思つておられるのではない、当然これは特別職にしておらなければならぬと思つておられるの、あつたあつた考へ方自体に是非御反省を願いたい。ああいうときにこそ本当は総裁として、これはこうでございませう、たとへば日にちがなくて、何日か延ばしてしまつても、この点だけは改正をして、正式に安心して、全権委員が何のこたわりもなく安心して行けるようにしなければならぬということ、を特にならに申上げたためにこれを質問する

のであります。私は特にこれを意地にとだつてどうとかという意思は毛頭ないのでありますので、その点だけは今後再びこういう轍は踏まないように、過ちを冒さないように、今後は慎重に人事院総裁としての権威の上に立たれて御善処願ひたいということをお願いいたします。

○千葉信君 今の問題については、これはもう今までも何回も人事委員会なんかで私も浅井さんいろいろ御意見を承る場合に、浅井さんのほうでは大体、例えば給与法等の問題についても、常に浅井さんは、それはまあいつの国会においてか、こういう結論を出されたのでありますから、つまりその可決された法律を楯にとつて、これが国会の御意見でございませうから、私もその国会の御意見に従うわけでございませう。とこういう答弁を始終されておりましたが、今日は浅井さんはすつかり態度を変更されて、少数の意見だつたその意見を上げて、国会の御議論だつたということをおつたとして、その御議論を参考になさつたというのでありますから、これは私は浅井さんとしては大きな進歩だと思つて、どうか一つ将来も、法律が通つたのだから、国会がどうだからとの一点張りで押し切らずに、この法律が審議された場合のたぐさの意見というものを、今の御答弁のように十分尊重されるように、この際特に浅井さんに御要望申し上げて、私は次の質問に入ります。外務政務次官にお尋ねいたしますが、これはたしか昨日の連合委員会でも御答弁があつたかのように伺つておりますが、重ねて昨日欠席したものですから、お伺ひしたいことは、第二條の第四項

に「外務職員」としてきめるもの、に「外交領事事務」に従事するもの、その他「一般的補助業務」という言葉がありますが、この「外交領事事務」というのは一体どういふものを具体的に外務省令で定めておられるか。それから「その一般的補助業務」についても一体どういふ具体的なお考えをお持ちか。その点をもう一度はつきり承つておきたいと思つておられます。○政府委員(大江晃君) お答えいたします。外交領事事務といふものは、外交領事事務に従事いたします外務公務員に關連いたしまして、人事とか、或いは外国の文書校正、こういう仕事を担当する公務員を含んで考へておられます。又一般的補助業務といふものは、いわゆる庶務的な仕事をいたす書記、こういう種類のものを指しておられます。

○千葉信君 そつちが、これは非常に範圍が広いといふふうに考へられますね。それで一体、今こゝではつきりお聞きすることは無理かと思つて、この法律が提案されておられるこの外務省令等についてもお考えをお持ちだと思つておられますが、大體人員として、外務本省に勤務する一般職の職員のうちで、この業務に従事するだろうと思はれる人員は一体幾らくらいになりますか。

○政府委員(大江晃君) 只今詳しく何名という数字を申上げるわけに行きませんが、現在外務省の職員といつておられるのは約千五百名でございますが、その半分以上のものがこれに該当いたします。

○カニエ邦彦君 第五條の……第二條の点であります。一般的補助業務に従事する者で外務省令で定めるもの、この「外務省令で定めるもの」の範圍はどういふものになるのですか。

○政府委員(大江晃君) 運転手、タイピスト、印刷工、こういう特殊の技術を除くもの全部でございます。

○カニエ邦彦君 そつちが、先ほどから議論をされておつた外務省の事務の特殊性に鑑みといふ、その特殊性の範圍といふものは、外務省の殆んど全職員と、こういうことになつてしまつたわけになる、非常に先ほどから何かこう私聞いておつたのですが、ほかの同僚委員との間の質疑の間でも、私は特に外務省の機密漏洩に關する重要なその職務にあるかとか、或いは又特別職の特別のものであるか、こういうものがこの法令によつて運用されて行くんだという印象を非常に強く持つておつたのです。で、そういうことかと思つて、今逐條にぼち／＼入りかけたのですが、入ると途端に、もう殆んど今のあなたの説によれば、もう殆んど他の雑役夫のようなもの以外のものといふことなれば、殆んど全部と言つ

○カニエ邦彦君 外務省のほかの職にある者が、その職務を變つていふようなことをも含めて總括して考へると、そういうようなことを仮に言われるのなら、外務省以外一般職のかたが、或いは通産省の、特に貿易關係の業務に従事しておつたものが、これは外交官になり得るといふことは、これは絶対にないといふわけにも参りませぬし、そういうような、いわゆるその基礎的な觀念で、と進めて行くといふことになると、先ほどから議論されておつた国家公務員の体系の基礎までも潰して行くという結果になるのです。特に本質的な、この法案のいわゆる性格といふか、要素といふか、があるのではないかと思つて、そういうことでは、外務省は外務省で、そういう特殊性だからと言つて、殆んど外務省を上げて別のいわゆる公務員法を作り、そして又その他

○カニエ邦彦君 外務省のほかの職にある者が、その職務を變つていふようなことをも含めて總括して考へると、そういうようなことを仮に言われるのなら、外務省以外一般職のかたが、或いは通産省の、特に貿易關係の業務に従事しておつたものが、これは外交官になり得るといふことは、これは絶対にないといふわけにも参りませぬし、そういうような、いわゆるその基礎的な觀念で、と進めて行くといふことになると、先ほどから議論されておつた国家公務員の体系の基礎までも潰して行くという結果になるのです。特に本質的な、この法案のいわゆる性格といふか、要素といふか、があるのではないかと思つて、そういうことでは、外務省は外務省で、そういう特殊性だからと言つて、殆んど外務省を上げて別のいわゆる公務員法を作り、そして又その他

○カニエ邦彦君 外務省のほかの職にある者が、その職務を變つていふようなことをも含めて總括して考へると、そういうようなことを仮に言われるのなら、外務省以外一般職のかたが、或いは通産省の、特に貿易關係の業務に従事しておつたものが、これは外交官になり得るといふことは、これは絶対にないといふわけにも参りませぬし、そういうような、いわゆるその基礎的な觀念で、と進めて行くといふことになると、先ほどから議論されておつた国家公務員の体系の基礎までも潰して行くという結果になるのです。特に本質的な、この法案のいわゆる性格といふか、要素といふか、があるのではないかと思つて、そういうことでは、外務省は外務省で、そういう特殊性だからと言つて、殆んど外務省を上げて別のいわゆる公務員法を作り、そして又その他

○カニエ邦彦君 外務省のほかの職にある者が、その職務を變つていふようなことをも含めて總括して考へると、そういうようなことを仮に言われるのなら、外務省以外一般職のかたが、或いは通産省の、特に貿易關係の業務に従事しておつたものが、これは外交官になり得るといふことは、これは絶対にないといふわけにも参りませぬし、そういうような、いわゆるその基礎的な觀念で、と進めて行くといふことになると、先ほどから議論されておつた国家公務員の体系の基礎までも潰して行くという結果になるのです。特に本質的な、この法案のいわゆる性格といふか、要素といふか、があるのではないかと思つて、そういうことでは、外務省は外務省で、そういう特殊性だからと言つて、殆んど外務省を上げて別のいわゆる公務員法を作り、そして又その他

の各省各庁においても特殊性を考へて、それを非常な広範闊な、いわゆる限外にまで引き伸ばして単独な法律案を作つて行くというふうな事になつたら、一体公務員の建前というものはどういふことになるのですか、そんな常識から考へたつて、自動車の運転手やタイピスト、仮に今あなたが言われておるタイピストといへども重要な外交の事務の機密に関するものをタイピストもいつそ入れちやつたらどうか、運転手もそういつたわゆる重要な任務を持つておる人を乗せて運ぶのだから、これ又どこに誰が行つたか、或いはどこにいづ誰が行つたかといふやうなこともわかるので、具体的に言へばこれも機密に關しますよ。そういうふうなことで、これを如何にも外務省の特殊事情に鑑みとか、或いは外交の機密に關するとかいう理由で、そこまで拡大、広義に延長して行つたならば一体どうなるか、この点一つどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども触れたのでありますが、こういう特例を認める、設けなければならぬという事は、外務公務員の勤務が外国に勤務する場合が多い。外国の非常には遠い所に勤務しておる。それから外交事務のこういう特殊性等からいろいろの特例を設けなければならぬといふことは先ほど申し上げたのでありますが、それを本省に勤務しておりますものも、これに大部分のものを包含いたすといふことは、先ほど申し上げましたように、人事の交流等も頻繁に行われまして、本省におるものもいつ外国勤務になるかも知れません。それか

らこちらにおきましても、これは申上げるまでもないことと思つてあります。ところが、いろいろの會議に出るという事もありまゝし、いわゆる外交領事事務關係の機密の保持というやうな問題もございまして、そういう関連からして、これを一本にまとめて外務公務員の特例法をまとめた、こういうことになつておるのであります。

○カニエ邦彦君 そうなるので、私が今言つたように、あなたの言われるやうな特例ではないのですよ、特例ではないとして、むしろ一般例ですよ、それはそこの外務省の全部の職務が、それだといふやうなことにしてしまふならば、特例の意味は少しもないのですよ。仮に外国へ赴任しておるものもあるからと言ふならば、その部分の特例にすればよいのであつて、赴任する勤務地が變つたといふときに特例にすればよいのであつて、何も一般のものまでやる必要はないのじやないか。この点はどちらも特例々々といふことを言つておられることと、實際この法の内容に規定されておることとは必ずしも私は一致しておらんように思つてますが、それはどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは御審議願えはわかることと思つてあります。が、職階制についても、もう大部分一般公務員法の適用を受けるのでありますし、そうして恩給法は全部適用を受けるのであります。任務について大部分は國家公務員法の適用を受けるのであります。又機密の保持といふことにつきましても、通常の機密保持の点は、これはもう國家公務員法の適用を受けるのであります。ただ外務公務員におきましては、つま

り外交機密の漏洩によつて國家の重大な機密を毀損したときとか、こういうやうな外交事務と、勤務地が外國であるという特殊性から生まれて来る特例をすつと拾ひ集めたものでありまして、それで内外を通じましたいわけ、これは御納得が行かなければどうも仕方がないのであります。が、人事の交流が相当頻繁に行われる、こういうことからのいたしまして、内外を通じて、それからいろいろの會議、外交等には本省に勤務するものも出るのであります。そして、そういうのに対して或いは何等書記官であるとか、或いは何等理事官であるとか、副理事官であるとか、そういう名前も使用して行かねばならぬ場合が多々出て来ると思つております。それで本省に勤務しておるものも在京の外交官等といふいろいろ折衝する面があるのでございまして、そういう点からも在外者と同じように考へて行かなければならぬ場合も出て来るかと思つております。そういうことから一本に取りまとめておる次第であります。

○カニエ邦彦君 この本質的な問題については、これは今も政務次官が言われるように、逐條審議をして頂けばおわかりになるといふことですが、逐條審議をやればやるほどさういつたものが暴露され、露呈されて来ると思つて、これはその逆じやないか。併しまあ徐々に逐條審議に移りますから、そのたびに一つ矛盾のないようにお答えを願ひたい。

○千葉信君 次に御尋ねしたいのは、第五條の外務職員官職の格付の問題ですが、これは先ほども触れましたけれども、この問題については改めて申

上げるまでもなく、國家公務員法の制定といふのは、非常に公務員諸君の利益を擁護しなければならぬといふ点ばかりじやなく、公務員の採用、昇任等についても機會均等、公平の原則に基いて行こうとするのが公務員法の建前だと思つてます。従つてそれと同じよう、この職階制の問題についても、國家公務員の官職をあらゆる官職を広い範圍において捕まえて、そしてその職種の分類であるとか、或いは職級明細といふやうなものを作つても、その格付といふことが、飽くまでも公務員官職の全体の公平を図る形において行われなければならないと思つておる。ところが今度の外務公務員法の第五條によりますと、外務職員に限つては、これは外務大臣が行うと書いてある。これは先ほど淺井總裁は從來でも九級職以下は委任事項になつておるといふやうなお話がございますが、それは誤まりでございます。八級職から委任されておりますし、それから又昇任云々の問題も人事院規則なり、或いは人事院指令等にはつきり出ております。こういう点から行きますと、今度のこの權限の委譲といふか、外務大臣がやるという方は、少くとも従来の公務員法の中における職階制の觀念を、この点についてはもう完全に混亂させる、つまり外務職員に關しては外務大臣の思ふ通りに取扱ひができる。で、まあこの点については何かこれは私は真偽のほどはわかりませんが、昨日は、外務省の職員に關しては外務大臣がやるということになれば、何も他の公務員に比べて不利な取扱ひなんかはすることはないと申すから大丈夫だといふやうな御答弁

があつたように仄聞いたしておりますが、私も心配するものは、有利とか、不利とかいふ條件ではなくて、他の公務員諸君と公平に扱われるかどうかといふことに大きな關心を持たざるを得ないと思つてます。そういう点で私はこの五條のやり方は少くも公務員法を遵守し、而も公務員法を擁護しなければならぬ立場の淺井總裁として、この條項だけは賛成できないと思つてますが、如何ですか。

○政府委員(淺井清君) 御尤もでございますけれども、まあこの職階制をだんだんやりますと、当初におきましては、人事院がすべて中央集權的に權限を持つておりました。併しながら、このだんだんと職階制が完成するに従つて、各省庁へすべて權限をだんだんと委譲して參つた、又それで大丈夫やれると思つておりました。最前からは少くも御引用になります指令は少くも古いのじやないかと思つておりますが、その後改正をいたしました。各省ともたしが十級職以下は皆任せております。それから承認の制度も最近やめたように私は記憶しておるのであります。そういうわけでだんだんと任せて参りましたが、各省の協力によりまして、これは大丈夫やれると思つております。ただ外務公務員の場合には、それよりも少しく広くなつておるといふので、少しお目ざわりのやうになつておりますが、ほかの各省と比べて、それほど違つてないやうに思つております。

○千葉信君 そうすると、これは古い証文を持ち出して私が追及したことになるのですか。一体改正されたとい

のはいつですか、これは……。  
○政府委員(淺井清重) ちよつと調べまして……。

○千葉信君 二十六年の二月八日制定、これには明らかに承認をしなければならぬ、人事院が承認をしなればならぬことになっております。そういうふうな理論では、同じくこの第五條の問題ですが、外務職員の格付は、外務大臣が行うその官職の格付は政令で定める、必要な事項は政令で定めるといふふうになっておりますが、これに対して外務省は一体どういふ御計画をお持ちか、この点を伺いたい。

○政府委員(大江晃君) 只今吟味いたしております格付の外務政令案について申し上げます、格付の基準といいたしましては、国家公務員の職階制に関する法律及び又これに基きます、この法律に基きます人事院規則及び人事院指令、それから職階明細書、在外の公館長から提出いたします職級の説明書、こういうふうなものを基準にしてやっております。

○千葉信君 そういたしますと、職階制に関する格付等には全く人事院の方針通り、指令その他を尊重してやるといふふうに了解して差支えありませんか。

○政府委員(大江晃君) 人事院と十分連絡をとりまして、そういう方針でやっております。  
○千葉信君 淺井さんにお尋ねしますが、今の外務当局の説明から行きますと、これはもう人事院のほうで採用され、人事院のほうで計画され、立案されておられる方針に全く従つてやるといふふうにお考えのほうでもお考えになつておられるのですか。

○政府委員(淺井清重) どの官職をどこへ格付けするかはこの法案にある通り、外務大臣がやるのであります。併しながら、それは何でも勝手にどこへでも格付けできるというふうにはなつておられないのであります。これは職階明細書というものがあつて、それに従つてやります。その職階明細書は人事院がこしらへるのですから、言葉はおかしいのであります。人事院が決められた中でやるというのを今度政令で定めると、こういうことですから、その限りにおいては、人事院の方針といふものは外務省においても尊重してやれる、こういうふうにお考えをしております。

○千葉信君 若し只今の外務省当局の御答弁や淺井総裁の御答弁通り運ぶとすれば、この條文は全く不必要なものを生かしたことになると思つたのです。私ども併し実はそれは行かないと思つたのです。これはもう全く外務大臣の或る程度の越権行為、というものは少し失当かも知れませんが、そういう状態が起るのではないかと心配を私としては持つておるわけです。これが単に杞憂だけではないのです。これが、股離れから、この国会の職員の中にこういう問題で過去において大きな問題があつたのです。例えば専門調査員の問題、今専門員と言つておりますが、この専門員は当然全部十五級に格付けされなければならない官職であるにかかわらず、十三級、十四級で放任されているという問題があつたのです。そういう点があるとすれば、それらの公務員諸君の利益を擁護しなければならぬという人事官の立場から言つて、ちつとも心配なしに、あなた

たの答弁通り行われるとすれば、要りもしないような條文を設けることによつて、そういう不利益だとかいつたようなことが起つて来るという状態が心配されて来るわけです。淺井さんの立場から、こういう條文を設けるという事について反対されるというものが当然だと思つたのですが、そういう点について淺井さんはちつとも御心配なくお任せになるつもりですか、どうですか。

○政府委員(淺井清重) 御尤もであります。専門員のことをごさいます。これが、これは職階制による格付ではないとして、それ以前の現行法の問題でございます。これは又いろいろ特殊の問題があつたので遅れたわけでございます。したが、結局当初のようになつておる格付で私に考へておられます。それから格付でありますけれども、これはすべて人事院がやるということ、これは実際不可能なものでございます。ですから各省等の長に對しまして或る一定のクラス以下はこれを任せてやらしておるといふのが、すでに現状であります。それから外務公務員につきましても、それより少し高い席を任せておるといふ、その違いについて問題があると思つたのであります。その違いになるところは非常に少ないのであります。そこでそのもの不利益になるような格付をやるというふうなお話がございましたが、その方面からのみならば決して御心配は要らないのであります。むしろ高く格付をし過ぎる弊害のほうが多いのでございます。恐らく各省大臣といつたしましては、自分の部下を成るべく高く格付するといふところ、弊害が起れば起るのでござい

ます。併しながらこれは大体系人環視の中にやるのでございまして、決して閣取引はできない制度でございまして、から、お互いに制し合いますからして、そのようなことは現に起つておりません。その本人の不利益によつて下へ格付するといふことは、これは實際問題として殆んど考えられないように思ひます。

○千葉信君 専門員の問題については、実は案外淺井さんのおつしやつておるうちに今そのことが正確に行われていないのです。それはあなたがおつしやるように、今の国家公務員法の第二十九條の第四項ですか、第五項ですかの職階制並びに給与準則が確立するまでの暫定措置としての現在の一般職の職員に対する給与の法律によつて律せられておるわけですが、そうすると、そのうちで、例えば今申上げたような専門員の格付の問題が起つたわけですから、それは勿論職階制の確立以前の問題でございますから、私は職階制そのものだと申上げておるのでは、なくして、こういう例があつたということについて淺井総裁の反省を促すつもりで私はその点は持出したわけですから、その点はいいとして、その次に今淺井さんからの御答弁で私は不思議な御答弁だと思つたのは、いずれかの官職に格付するといふ仕事は、これは飽くまでも人事院の責任であり、そして委任した事項についてもその最終的な責任については人事院が負なければならぬことに、はつきり國家公務員法の第三十一條でなつておるのです。ところが今度のこの第五條による措置では、これは實際上格付がむずかしいか、むずかしくないかといふことによ

つて、人事院でやつたり、或いは委任事項としてやつたりしておるやり方で、而も最終的には人事院が責任を負つて来た。従来の格付が完全に人事院から今後離れるわけですか。たとえ基礎的な分類であるとか、或いは格付の方針等が人事院の規則や、或いは人事院の分類や、或いは人事院の指令等によるとしても、その格付に対する責任は今度は人事院ではなくして、外務大臣になるということなんです。その場合に淺井さんに言わせると、巧みに低く不利益に格付けされる場合だけのことを例にとられて、そういう心配はないからというお話でございまして、私はその点は全くそうだと思つたのです。併し私はその点については、冒頭質問でも申上げたように、一つの省に任された場合に、今淺井さんが言われるように、不利益になる格付はしないでしょう。不利には格付しないという現象として、特に有利に格付するといふ現象はこれは十分考えられると思つたのです。今淺井さんも自分で言われたように、自分の省の格付において不利に扱ふことはない、いやないか。だからそんなことを心配しない、いやいや言われたけれども、丁度その淺井さんが言われたお考えと同じように、自分の省の職員に對して他の職員よりも不利に扱ふといふことはないと同時に、有利に扱ふといふ虞は十分あると思つたのです。そうすれば、これは全体としての立場から公平に決定し、公平に格付しなければならぬ問題が、少なくともどこかで崩れて来るといふことは、全体の公平を欠くといふことになりはしないか、この点について淺井さんは、この第五條があつてもなくともいいよ

うな恰好で御答弁になつた。この條文を設けたことによつて折角今民主的に決定されようとする職階制がここから崩れて来やしないか、この点を私は心配するのです。

○政府委員(淺井清君) 御尤もでございまするけれども、只今御質疑のほうで、低く格付するということをおつしやいましたから、高く格付することが多いと申上げたばかりであつて、實際低くするのも悪ければ高くするのも悪いのであります。これは公平に、お示しのようにやらなければいかんというのであります。すべての格付を人事院がみずからやるということは、これは不可能であります。何が最終的な権限を一つ人事院が握つておれば、それでよろしいのじやないかと思つております。それはやはり公務員法の三十一條の格付の訂正をやる権限は、これは離さない、これは外務公務員法によつても離さんになつておりますから、最後は人事院で締めくりはするのだ、これだけはあるつもりでおります。

○千葉信君 國家公務員法第三十一條の官職の格付に関する問題について、淺井さんはその第二項の、必要と認めるときは、これを訂正するとか、或いは再審査とかという、この権限だけは人事院で持つておるといふお話でございますが、一体それはどこにそういう権限が残つておりますか。

○政府委員(淺井清君) 先ずこの外務公務員法の第三條によりますれば、國家公務員法及びこれに基く法令の規定は、この外務公務員法に特例を定める場合以外はすべて適用されるといふ一応の建前になつております。従いまし

て國家公務員法第三十一條はそのまま適用がある。従つて三十一條二項の格付を訂正する権限も人事院にそのまま残つておる、これは消えてない、こゝういふふうに言つたつもりであります。

○千葉信君 淺井さんのそういう御答弁を立証する法律はどこにもないのですがね。この外務公務員法の第五條の條文を見て下さい、ここには國家公務員法第三十一條に規定する官職の格付は第三十一條全体を指してあります。格付の問題です。格付は何も最初に格付したものを格付というのじやなくして、格付の問題に關連する第三十一條の二項の権限もこれは包含されております。そうすると、包含されておるとすれば、第三十一條によるところの、國家公務員法並びにこれに基く法令は、この法律に特例を定める場合を除くのはかゝるものにはありはしません。

○政府委員(淺井清君) そらは解釈してないのでございますが、これは法制局長から申上げます。

○政府委員(岡部史郎君) その点につきましましては、いささか或いは法文が明確を欠くといふような御意見もあろうかと思つております。その点につきましましては、今御論議になつた点は初めのことではないのでございまして、十分外務省とも打合せしておりまして、格付の改訂というようなことにつきましましての第三十一條の第二項の権限は人事院にあるものという考えになつております。この点は外務省とも打合

は只今の御答弁はこの法律の條文に關する限りは通用いたしません。第三十條の規定については、これはもう外務大臣が行うということがはつきりしておるのです。これは若し只今の法制局長の御答弁なり、御見解の通りだとすれば、この第五條は修正しなければならぬ。よく読んで下さい。

○政府委員(淺井清君) これは私どもの考へは今法制局長から敷衍した通りでございますが、ここに第五條を見ましても、同條及び職階法十二條の規定にかかわらず、格付を行つた後、格付に關する権限ではないのであります。格付は外務大臣が行うので、格付に關する権限は留保しておると、こゝういふふうに思つて作つたんであります。これは決して言ひ逃れではなくて、そのつもりでおるのでありますから、どうぞそのつもりで御了承を願います。

○千葉信君 これは當然答弁の如何にかかわらず、若しそゝういふふうなつもりで提案されたならば、當然これは提案者自身のほうから第五條については御修正願ひたいと思つてはつきりとして、こゝういふふうに明確に……

○政府委員(岡部史郎君) 只今千葉さんからお述べになりました点につきましましては、今私からその点は初めではないといふことを申上げたのですが、昨日実は木下委員からもこの点につきましましては詳しくお尋ねがございましたから……格付というものは、その権限を委任いたしましたも決して勝手にできるものではない。その一つの例といたしましては、結同人事院が格付を行

は只今の御答弁はこの法律の條文に關する限りは通用いたしません。第三十條の規定については、これはもう外務大臣が行うということがはつきりしておるのです。これは若し只今の法制局長の御答弁なり、御見解の通りだとすれば、この第五條は修正しなければならぬ。よく読んで下さい。

○政府委員(淺井清君) これは私どもの考へは今法制局長から敷衍した通りでございますが、ここに第五條を見ましても、同條及び職階法十二條の規定にかかわらず、格付を行つた後、格付に關する権限ではないのであります。格付は外務大臣が行うので、格付に關する権限は留保しておると、こゝういふふうに思つて作つたんであります。これは決して言ひ逃れではなくて、そのつもりでおるのでありますから、どうぞそのつもりで御了承を願います。

○千葉信君 これは當然答弁の如何にかかわらず、若しそゝういふふうなつもりで提案されたならば、當然これは提案者自身のほうから第五條については御修正願ひたいと思つてはつきりとして、こゝういふふうに明確に……

○政府委員(岡部史郎君) 只今千葉さんからお述べになりました点につきましましては、今私からその点は初めではないといふことを申上げたのですが、昨日実は木下委員からもこの点につきましましては詳しくお尋ねがございましたから……格付というものは、その権限を委任いたしましたも決して勝手にできるものではない。その一つの例といたしましては、結同人事院が格付を行

ますが、各省の課長或いは局長についての官職につきましては、これは例えればほかの省の課長がそれ、第二等級に格付を人事院がいたしました場合におきまして、外務省だけ外務大臣が格付の権限を有するにいたしましたも、これを或いは外務省の局長だけ第一等級にする、或いは第三等級にするといふことが出来るものではないから、そゝういふ意味においてバランスといふものは失われたい、こゝういふことを申上げましたわけで、先ほど千葉さん御指摘の、不利にならないとか、或いは有利にならないとかといふような、一方に偏したことを申上げるつもりではなかつたのであります。第二には、等級別定数というものが、級別定数といふものがございまして、これは行政組織法の組織の如何によつても影響されるわけでありまして、外務省に九つ局長の数があつたならば、大體或いはまあ局長級のポストが九つあるといひます。第二等級に格付される官職の数は九つということ

を定めておきますならば、課長クラスのものも第二等級に外務省で格付できるものではないわけなんです。そゝういふことにおきまして、おのずからそこにバランスがとれるんであつて、條文の最初のほうにありますが、衆議院の御審議の場合におきましても、この点が先ず第一に問題になりましたが、私どものほうにいたしましては、これは全く御心配の点は、實際において最初にお考へのはなからうといふことを確信しておる次第でございます。それから第三に、昨日その改訂の点につきましても木下さんに申上げ

限は、人事院が持つておるといふことも併せてその際に申上げておられますから、申し添えておきます。

○千葉信君 まあ今の御答弁は、これは人事院としては希望的な御意見として私どももわかりませうけれども、それがそつくりこゝういふ條文が成立したあとで通用するといふことはあり得ないと思つておるのです。例えば今度の外務公務員法を制定して、その制定の仕方の中にも、明らかにも各條文の中には人事院の権限が縮小されて行つておるんです。そゝういふ縮小されて行くような形の條文の中で、そんな只今の御答弁のような解釈の出つたのない法文が、ちやんと確定したあとにおいて、権限が縮小され続けおる人事院が、そゝういふ拡張解釈をこゝういふ條文だけにとらうとしたつて、そゝういふことは通用しないことは明らかと思つておる。第三十一條の点については、これは條文の狀態から言つても官職の格付、これは第三十一條、そゝうすると、その中で第一項、第二項に分れていて、第一項、第二項の中には何にもその中味には相違はないのです。飽くまでも第三十一條は官職の格付ということを決定したのだと、而も第三十一條全体はこゝでははつきりと外務大臣に委任されておる。而もそのあとに附いては國家公務員法の職階制に關する法律第十二條の規定についても、その規定の如何にかかわらず外務大臣に委任するといふこととに、外務大臣がこれを行うといふこととに、はつきりこの條文がなつておるのです。ですから、これは岡部さんの只今の御意見は、私どもは人事院の希望的意見としてはわかるけれども、この法律制定の趣旨、傾向に鑑みても、

○千葉信君 只今法制局長から御明快な御答弁がありましたけれども、遺憾ながらこの法律の條文では、全然それ

○千葉信君 只今法制局長から御明快な御答弁がありましたけれども、遺憾ながらこの法律の條文では、全然それ

○千葉信君 只今法制局長から御明快な御答弁がありましたけれども、遺憾ながらこの法律の條文では、全然それ

○千葉信君 只今法制局長から御明快な御答弁がありましたけれども、遺憾ながらこの法律の條文では、全然それ



私はそういう意見は将来通用する意見ではないというふうに考へざるを得ない。が併し、この問題については当委員会としての立場から、この問題はあつていふ／＼審査するということになると思ふので、私はこの問題についてこれ以上御答弁を必要といたしません。

○森崎隆君 今の問題につきまして、やはりこの解釈に不徹底な面があるといふところに、将来問題が起るといふ余地があると思ふので、これは了解事項とか、公約とか、不文律で審議しておるのではなく、法律案を審議しておるといふ建前から行きますと、これは千葉委員の言われたように、こういうことで将来問題が起きた場合に、これでもちがらどうだ。再審査の権限があるとか、ないとか言ひましても、これは両方水喧嘩になつてしまつて結局ここに問題が起る。法律を作る趣旨としては、問題が起らないように、明快にはつきりすべきところは明らかにして頂きたい。そういう点におきまして、この点は再考慮を加えるようにお願いいたす次第であります。

○千葉信君 それから只今の私の質疑に追加いたしますが、この第五條の中に「同條及び国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）第十二條の規定にかかわらず、外務職員については、外務大臣が行う。」つまり職階制に関する第十二條の法律全体が外務職員の場合には排除されているわけですが、而も職階制に関する法律の第三章第十二條、その第四項には、「人事院は、官職が第一項又は第二項の規定に従つて格付されているかどうかを確認するため、随時、格付の再審査

を行い、格付が適正に行われていないことを発見したときは、これを改訂しなければならぬ。」という條項が含まれ、この條項が全体が排除されておる。排除されておれば、今のような人事院の意見というものは全然通用しないといふことになる。少くとも職階制の法律に関する限りは第三十一條の第二項の範圍として、これは人事院の権限内にあるといふような御答弁があつた事項は、遺憾ながら職階制に関する法律の第十二條に包含されて、而もそれ全部ここに排除されておる。規定にかかわらず、外務職員については、外務大臣が行う。こうなつていけば論議の余地がないと思ふのです。これは私の附加した質問であります。

○政府委員（淺井清君） 御答弁していかどうかわかりませんが、私どもは決してそれは考へておらないのであります。若し千葉さんの御議論のようでございますれば、人事院としては勿論反対をしなければならぬと思つております。成るほど「かかわらず」といふ言葉はございしますが、公務員法の三十一條及び第十二條では、格付といふものと格付の審査とか、変更とかいふものは全然別物のように思つております。これは格付を外務大臣に委任しておるのであつて、その再審査等の権限といふものは、この「かかわらず」といふ文字にかかわらず、これは人事院が留保しておる、こう私信しておるのではありません。なぜかといふと、これは何人も人事院が千葉さんの御答弁を、ごまかすような立場にないものでありまして、人事院としましては、この点は十分自分の権限を守つて御答弁をしなければならぬのでありますからして、こ

れは決してそうではなくて、私どもはそのつもりで、本當にそうだと思つております。

○千葉信君 よくお氣持はわかりますので、この点についてはやはりさういふ御意見でございしたら、これはどうして第五條のこの條文を、国家公務員法第三十一條第一項に規定するといふ恰好で直さなければいけないし、それから又公務員法の職階制に関する第十二條の場合については、これは同條第四項はこの場合から除外しなければならぬから、これは当然我々としては法改正の問題を、この提案された條文の改正といふことは当然これは考慮しなければならぬと信するものであります。併し私はこの問題はこれくらいにして、その次の問題に入りたいと思ひます。次は第七條の問題ですが、第七條の關係する問題は、外務公務員の欠格の事由の問題です。国家公務員法の第三十八條に該當する場合のほか、もう一つこういう條件が外務公務員の欠格事由として入つたわけですが、その入つた中に、特に私どもとして一応の問題となつて思われるのは、「国籍を有しない者」とか、「若しくは外国の国籍を有する者」とか、この点については一応余り大きな問題には實際問題としてならないかも知れないけれども、「又はこれを配偶者とする者」といふ條件が入るといふことになると、實際問題として、これに該當する公務員が出る危険が相当多いと思ふのです。他の公務員の場合と違つて、外務省關係の職員で、而もしよつ中在外公館等に勤務することになる外務公務員のごときは、これに該當する職員が相当数出るだらうといふことは当然

これは予想されるのです。而もさういふ條件に対して同條の第二項のほうでは「前條の規定により外務公務員となることができなくなつたときは、政令で定める場合を除く外、當然失職する。」といふ形で、国家公務員法の三十八條から見ると、相当しよつばい規定になつておるわけですが、一体さういふ点については、「これを配偶者とする者」といふものが相当あるといふふうにお考へになつて、而もさういふ不都合が起るといふので、さういふ取扱いはされることにしたか、先ずその点からお伺ひしたいと思います。

○政府委員（大江昇君） 第七條の規定で「国籍を有しない者」又は外国籍を有する者を配偶者とするのができなるといふわけではないのでございまして、当該国の国籍を離脱いたしました、日本の国籍をとれば配偶者とするのでございまして、第二項におきまして、その場合に實際上の手續の上で猶予期間を与えなければならぬといふわけ、さういふ点を政令で運用さういふわけでございます。

○千葉信君 わかりました。それでは次の……

○森崎隆君 政令で定めまして、万一国籍がはつきりしなかつた場合は、やはり外務公務員という資格を喪失するわけですね。

○政府委員（大江昇君） さうでござい

○森崎隆君 従ひまして、さうなつた場合に一般職の公務員であつて、その中から特に外務公務員となつたものが、さういふ配偶者の国籍の問題で失格いたしましたときには、言換へますと、元の一般職の国家公務員にも、その資

格に歸るといふわけじゃないのですね。いわゆる失職になつてしまふのですね。その点はどうなるのでしょうか。さうなると、その点が一般職の場合と相当大きな差がでると思ひますが、

○政府委員（大江昇君） 外務公務員としてはやはり失職いたすのでござい

○森崎隆君 この点は一一般職とは全然違ふので、非常に不利な立場にあるわけですね。

○政府委員（大江昇君） これは一般職とは違ひまして、外国籍を持つためにいふ／＼な支障があるといふような点から、どうしても外務公務員としては適當でない、さういふ観点からやはり許してもらふといふふうを考へております。

○森崎隆君 その政令で定める内容はまだでき上つていないと思ひますので、これがこれまでの慣習なんかで大体どういふふうになるのですか、その關係は……成規の手續をとる機關とか、その資格の判断とか、又例へば内地に配偶者がおりました場合、これとの關係を切つて新しく外国人との間の婚姻を成立せしめるとかいつたような場合に、何か判断の基準なり、法的な手續上の問題等いろいろあるのじやないかと思ひますが、その点で今御説明頂ける何かありましたら、して頂きたい。若しなければ結構でございます。

○政府委員(大江晃君) 現在研究中でございまして、今まとまつた基準とか、そういうものはできておりません。

○カニエ邦彦君 第八條の「大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する」という点ですが、天皇が認証するということの根拠になつたものはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは憲法第七條の五号、「國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること」という、これから出ておきます。

○カニエ邦彦君 それは第九條のお答えでないかと思うので、第八條の場合のお答えにはならぬんじゃないかと思つて、今、今の政務次官が申されましたのは、第九條に対する答えであつて、私は第八條に対して聞いておるのです。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほども申し上げました第五号の「國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免」と、この大公使のごとき重要な國を代表する職責を持ちまする官吏であります。「法律の定めるその他の官吏の任免」、ここでこの「認証」といふことの根拠を求めておるわけでありませぬ。

○カニエ邦彦君 その法律で定めるといふ、その範圍は一体内容は何と何になつておられますか、大公使だけですか、それは……

てはこの外務公務員法の第八條が準拠になつておるわけでございます。

○カニエ邦彦君 それは次の第九條において「大使及び公使の信任状及び解任状、全權委任状並びに領事官の委任状」と、これらの委任状に対しては天皇が認証すると、これはそれでいいと思つて、ところが「大使及び公使の任免は、これは別に天皇の認証を必要とするのではなからう、それせなくてはならない」という理由にはならないのじやないか。

○政府委員(石原幹市郎君) この「國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免」に根拠を持つわけでありませぬが、これはしなければならぬと思つて、こゝろが、重要な職責を持ちまする大公使の任免を、天皇の認証制に外務公務員法においてしよう、こゝろのことになつておるわけでありませぬ。

○カニエ邦彦君 むしろこの場合はですね、これは非常に天皇が國權の統帥權を持つておつた当時の古い觀念からすれば、当然こゝろにすべきであると考え得られるのでありませぬ、この場合においては、むしろ天皇がこれを認証するといふことが、國會がこれを承認するといふことが、國會が認証するといふことより、國會が認証するといふこと、この九條の場合、私はこれは天皇が勿論これは認証するといふことはこれは適當だらう、この場合において必ずしも天皇がこれを認証するといふこと、この場合、はむしろ國權の最高機關たる國會がこれを承認するといふことのほうが適切ではなからうか、この点についてはどうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) 國會の承認を求めようとしたらどうかという、外務委員会においても出たのでありませぬが、この外交事務は内閣のいわゆる行政面の仕事といたしまして行われる。それを代表する大使、公使でありますので、國會の承認を求めようとするわけでありませぬ。承認を求めまする官吏、役人、いたしましては、まあ例えば裁判官、人事官のようなもの、或いは會計検査官のようなもの、そういうことになつておるわけですが、純粹に行政事務をやりまする大公使についてはその点はどうかと思つて、その中で、それから一々國會の承認を求めるといふことになりませぬ、この大公使の任免については相手國のプログラマを求めましたり、いろいろの關係もございませぬので、それを一々國會の承認制にするといふことは如何かと考へまして、こゝろの建前にしては、次第であります。

○カニエ邦彦君 今會計検査官或いはその他の例を挙げられましたが、この場合においても、これは一般職でなく、大使、公使は重要な職であり、従つてこれは特別職である。これらの他の特別職が全部國會の承認を得るといふことになつておるのに、こゝろだけ、この特別職だけは天皇の認証にせなければならぬといふような、法的な根拠といふものはどこにあるのですか、法的な根拠は……

○政府委員(岡部史郎君) 私からお答えを申し上げますが、天皇の認証という制度と、任命につきまして承認を要するといふ制度とは全然別問題でございます。その前に一言申し上げておきますと、この大使、公使の認証の第八條の規定は、今度の公務員法に初めて入つた規定ではございませぬ、従来外務省設置法のうちに、確か二十三條か、二十四條だつたと思つて、そこにありますので、今度外務省設置法を改正いたしました際に、こちらのほうを削つて、本来の大使、公使の任命に關する規定でありますから、この公務員法に移したわけでございます。新たに設けた規定ではございませぬ。ところでこの認証といふものは、今政務次官から御説明の通り、憲法第七條に基いて一般職若しくは特別職を問わずに、特定の大体まあ高級の官職につきまして、内閣その他の任命権者が行なつた任命行為を天皇が確認するといふ制度が認証でございまして、その認証を如何なる官職について行つかといふことは、それ／＼の官職の設置法でございませぬ。人事官の認証につきましては國家公務員法で定めらる。検事総長、次長、検事長の認証につきましては、それを檢察庁法で定めらる。裁判官の認証につきましては、裁判所法がこれを定める、各個の根拠法規においてこれを定めておられます。又認証は只今申し上げました通り、人事官でありますとか、會計検査官でありますとか、或いは特別職及び國務大臣、これは國務大臣も特別職であります、そういう特別職について行われますと同時に、一般職である検事総長、次長、検事、検事長或いはその他の官職、宮内庁長官は特別職であります、そういうような一般職、特別職を問わず、とにかく法規において天皇が認証するといふことを規定すれば、それによつて認証の根拠が得られる、こゝろ考えませぬ。

○大隈信幸君 議事進行について、つと……速記をとめて頂きたいのです。

○委員(有馬英二君) 速記をとめて……

〔速記中止〕  
○委員(有馬英二君) 速記を始め……本日これを以て散會いたします。  
午後四時二十八分散會

昭和二十七年四月五日印刷

昭和二十七年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局